

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

第2 事案の概要

- 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、工具として就労していた。
- 請求人によると、会社での反物、木枠、ベッド、ソファーを運ぶ作業により、中指に負担がかかり、ばね指になったという。請求人は、平成〇年〇月〇日、C医院に受診し、「両第3指ばね指、両手指多発性関節症」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 本件は、請求人が療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

- 請求人

（略）

- 原処分序

（略）

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日にC医院に受診し、本件疾病と診断されており、当審査会としても、請求人の症状経過等から、同日に本件疾病を発症したものと判断する。

(2) ところで、上肢等に過度の負担のかかる業務による疾病の業務起因性の判断基準については、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもこれを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に照らし、本件について検討する。

ア 請求人は、平成〇年〇月〇日に会社に雇用され、平成〇年〇月までの間、〇か月以上にわたり、工場内において作業職として勤務しており、当該作業は、請求人作成の「上肢作業にかかる申立書」、請求人からの聴取書、請求人提出の作業姿勢写真、請求人との面談調査書、同添付の作業写真、D社長及びE専務との面談調査書、同添付の作業姿勢写真等からみて、決定書理由に説示するとおり、上肢等に負担のかかる作業であったと判断できるものである。

イ 請求人は、会社において請求人と同様の作業に従事する同性で年齢が同程度の労働者は存在しないとしている。請求人の業務量についてみると、直接的な資料は存在しないものの、勤怠一覧表、給与明細一覧表からみて、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、当該業務量が、本件疾病発症前に増加していたとは認められないものと判断する。

ウ F医師は、平成〇年〇月〇日付け調査書の医師意見において、血液検査結果、X線写真、作業の再現写真及び請求人の労働時間を根拠として、本件疾病について、発症原因は特定できないが、業務起因性は薄いものと考えると述べており、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、同医師の意見は妥当であると判断する。

- (3) 以上のことからすると、本件疾病は、認定基準に定める上肢に過度の負担のかかる業務により発症した上肢障害とはいえず、当審査会としても、本件疾病が、業務に起因して発症したものとは認められないものと判断する。
- (4) 請求人は、会社以外の普通の生活では本件疾病は発症しないとして、納得がいかない旨を主張しているが、当審査会では、一件記録を精査したうえで、認定基準に基づき検討したものであることを付言する。

3 結論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。